

一般財団法人世田谷トラストまちづくり建築・設備等工事成績評定要領

平成23年10月1日

世トま第689号

(目的)

第1条 この要領は、一般財団法人世田谷トラストまちづくりが世田谷区と基本協定を締結し施行する公共施設保全業務委託による工事（以下「工事」という。）について、一般財団法人世田谷トラストまちづくり工事監督実施要領（以下「監督要領」という。）及び一般財団法人世田谷トラストまちづくり工事検査実施要領（以下「検査要領」という。）に基づき行う成績評定（以下「評定」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(評定の活用)

第2条 前条に定める評定は、工事の施工能力の向上及び公共工事の品質確保を図ることの観点から、より効率的な工事施工に向けて指導し、もって区内中小企業者の育成のため、活用しなければならない。

(評定の対象)

第3条 評定の対象となる工事は、原則として当該工事に係る請負契約の金額が300万円以上のものとする。

(評定を行う者)

第4条 評定を行う者は、次に掲げる者とする。

(1) 監督要領第2条に規定する監督員（以下「監督員」という。）

(2) 検査要領第3条に規定する検査員（以下「検査員」という。）

(評定の時期)

第5条 評定を行う者は、しゅん工検査の完了後、速やかに評定を行わなければならない。

(評定の実施)

第6条 評定を行う者は、工事の契約ごとに工事成績評定表（第1号様式。以下「評定表」という。）の各評定項目について、次条及び第8条に定めるところにより評定を行う。

2 評定点は、監督員70点、検査員30点を限度として算定する。

(監督員が行う評定)

第7条 監督員は、評定表の評定項目中「現場管理」、「施工管理」、「創意工夫と熱意」、及び「法令遵守等」の項目について、評定を行う。

2 監督員は、評定の結果を検査員へ通知する。

(検査員が行う評定)

第8条 検査員は、評定表の評定項目中「出来ばえ」について評定を行う。

2 検査員は、評定の結果を検査に関与しない課長(契約担当者を除く)(以下「検査に関与しない課長」という。)へ報告する。

(評定表の取りまとめ)

第9条 検査に関与しない課長は、前条の評定の結果についてヒアリングを行い、監督員の評定点と検査員の評定点とを合算し、評定表を取りまとめる。

(評定結果の報告)

第10条 検査に関与しない課長)は、評定の結果について、評定表により、管理課長に報告する。

(評定結果の通知)

第11条 管理課長は、工事成績評定通知書(第2号様式。以下「評定通知書」という。)により、工事請負者へ評定の結果を通知するものとする。

2 評定通知書の総評定点は、次の区分に従って判定する。

総評定点	区分
80点以上	優秀
70～79点	良好
60～69点	普通
50～59点	やや不良
49点以下	不良

(説明責務)

第12条 管理課長は、評定通知書による通知を受けた工事請負者から評定の内容について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(評定の修正)

第13条 検査に関与しない課長は、管理課長からの協議により前条の結果その他の理由により評定を修正する必要があると認めたときは、当該評定を修正することができる。

(委任)

第14条 この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する